

# 株 主 各 位

川崎市川崎区日進町1番14号  
**昭和電線ホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 長谷川 隆代

## 第123期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第123期定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項
1. 第123期（自2018年4月1日至2019年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
  2. 第123期（自2018年4月1日至2019年3月31日）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金7円、総額208,764,948円、その効力が生じる日を2019年6月27日とすることに決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
(後記の定款変更新旧対照表をご参照ください。)
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
本件は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に長谷川隆代・張東成・田中幹男・胡国強の4氏が選任され、いずれも就任いたしました。  
なお、胡国強氏は社外取締役であります。
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
本件は、監査等委員である取締役に武氏英明・戸川清・平井隆一の3氏が選任され、いずれも就任いたしました。  
なお、戸川清・平井隆一の両氏は社外取締役であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額3億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）に定めることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととすることに承認可決されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
本件は、原案どおり監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内に定めることとすることに承認可決されました。

本総会終了後開催の取締役会の決議により、代表取締役社長に長谷川隆代氏が選定され、就任いたしました。

また、本総会終了後開催の監査等委員会の決議により、常勤監査等委員に武氏英明氏が選定され、就任いたしました。

以 上

# 定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
第1章 総則	第1章 総則
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
<u>(3) 監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第15条 株主総会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
<u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	(削 除)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役、取締役会および執行役員
(員数および選任方法)	(員数および選任方法)
第19条 当社の取締役は10名以内とし、 <u>株主総会において選任する</u> 。	第19条 当社の取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> ) は、10名以内とする。
(新 設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(新 設)	<u>3. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
<u>2</u> (条文省略)	<u>4</u> (現行どおり)
<u>3</u> (条文省略)	<u>5</u> (現行どおり)

旧 定 款	新 定 款
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(相談役)  <u>第24条 取締役会は、その決議によつて、相談役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)  第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)  第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)  第28条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(執行役員)  <u>第24条 取締役会は、その決議によつて、執行役員を定め、業務を執行させる。</u>  <u>2 取締役会は、その決議によつて、執行役員の中から、社長ならびに当会社および当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者(グループCEO)その他役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)  <u>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則)  第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)  第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によつて定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)  第29条 (現行どおり)</p>

旧 定 款	新 定 款
<p data-bbox="202 176 539 204">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="166 234 409 261"><u>(員数および選任方法)</u></p> <p data-bbox="154 264 587 322">第29条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="158 325 587 439">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="166 470 240 497"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="154 500 587 615">第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="158 618 587 733">2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="166 763 403 790"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="154 793 587 938">第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="158 941 587 1026">2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="166 1056 331 1084"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p data-bbox="154 1087 587 1144">第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="166 1174 427 1202"><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p data-bbox="154 1205 587 1289">第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p data-bbox="707 176 948 204">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="780 234 876 261">(削 除)</p> <p data-bbox="780 470 876 497">(削 除)</p> <p data-bbox="623 763 909 790"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="611 793 1045 938">第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="616 941 1045 1026">2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p data-bbox="623 1056 836 1084"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="611 1087 1045 1144">第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p> <p data-bbox="623 1174 933 1202"><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p data-bbox="611 1205 1045 1319">第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

旧 定 款	新 定 款
<p>(監査役会規則)  第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u>  第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u>  第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)  第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附 則  <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u>  第123期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>

## 配当金のお支払いについて

第123期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（2019年6月27日から2019年7月31日まで）内に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

また、金融機関の口座への振込みをご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封しておりますので、ご確認ください。

なお、同封の「配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付書類としてご使用いただけます（株式数比例配分方式をご指定の方につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。）。